

審議会でもいただいた主な御意見への対応

令和6年度第4回福島県環境審議会

- 開催日：令和6年10月18日（金）
- 出席：福島県環境審議会委員22名中 出席16名、欠席6名

<福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正(案)の概要に関する主な御意見①>

No.	委員	いただいた御意見	審議会での回答 (○：水・大気環境課長、●：産業廃棄物課長)	答申(素案)の 該当箇所等
1	沼田委員	・改正の趣旨について、なぜ搬入土砂に対する土壌汚染対策が必要なのかという部分をもう少し書き込まれていたら理解が深まるのではないかと。	○今後丁寧に説明して参りたい。	P1 1 はじめに
2	沼田委員	・規制対象を3,000m ² 以上の土地の埋立て等としているが、小さい自治体では3,000m ² 以下も規制しているので、規制対象を3,000m ² 以上としている点についてもう少し説明があった方がよい。	○現行条例の対象規模が3,000m ² 以上としているということによってそれを踏襲している。	P2 2 審議結果(2)
3	沼田委員	・3,000m ² 以下は土壌汚染について考えなくてもよいと捉えてしまう。	○安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止の規定については、規模にかかわらず適用することを考えている。	P2 2 審議結果(5)
4	角田委員	・県民、土地所有者に周知していくことが大切と思うが、周知などの取り組みはどのように考えるのか。	●その土地で何が起きているのかをあらかじめ土地所有者が理解していただくこと、土地所有者にも責任があるということを広く周知できればと思う。	P2 3 補足意見(1)
5	斎藤委員	・土砂の搬入業者への責任に係る文言は入れ込まないのか。	○現行条例でも土砂等の埋立て等を行う者(土砂等を搬入する行為者も含む)の責務ということで規定している。 ○今回の改正により、土砂等の飛散又は流出を防止するための規定を追加する予定である。	P2 2 審議結果(6)

審議会でもいただいた主な御意見への対応

資料 2

＜福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部改正(案)の概要に関する主な御意見②＞

No.	委員	いただいた御意見	審議会での回答 (○：水・大気環境課長、■：生活環境部長)	答申(素案)の 該当箇所等
6	西村 委員	・1,4-ジオキサンについても調査の対象とした方がよいのではないかと。	○調査の対象は環境基本法の項目に準じることとしており、1,4-ジオキサンも調査の対象としたいと考えている。	P1 2 審議結果(4)
7	沼田 委員	・改正条例の施行前に土砂が搬入されたものは、どのように土壌汚染対策について規制されるのか。	○条例改正施行前の行為に関しては、改正後の規定は適用されない。 ○土壌汚染対策法に基づく調査や自主調査で汚染が判明したものについては、それぞれ既存法令により規制していく。	P2 3 補足意見(2)
8	長渡 委員	・盛土を見かけた時の相談窓口を設置してほしい。	■盛土の関係は所管部署が複雑なため、市町村の役場、県の建設事務所、地方振興局のどこに相談してもそこで受け止め、関係機関が情報を共有し、連携して対応していきたい。	P2 3 補足意見(3)
9	丹野 委員	・土砂の分析表の提出を義務づけられるのは埋立ての行為者で、土壌調査を義務づけられるのは埋立ての許可を受けた者とのことだが、これは同一の者か。	○同一の者である。	P2 2 審議結果(2)
10	斎藤 委員	・土壌の調査は埋立ての期間中と完了後に2回実施するということがよいか。 ・埋立て期間中における土壌の調査は具体的にどのように実施するのか。	○よい。埋立て期間中と完了後いずれも調査を行って報告してもらおうという規定にしたいと考えている。 ○具体的な内容は規則で定めていく。	P2 2 審議結果(3)